

25 総人調第51号
平成26年3月28日

各局長、
青少年・治安対策本部長、
病院経営本部長、中央卸売市場長、
消防総監 殿

総務局長
(公印省略)

附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）

附属機関については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が平成25年6月に公布され、委員定数や資格要件に関する規定が廃止されました。これに伴い、地方公共団体には自らの判断と責任において、附属機関の管理・運営を一層適正に行うことが必要です。

また、近年、政府の成長戦略において女性の活躍促進が掲げられるなど、社会全体で女性の活躍を後押しする動きが高まっている中、附属機関等における女性委員の積極的な登用を図り、政策決定過程への女性の参画を拡充することが求められています。

こうした状況を踏まえ、附属機関等設置運営要綱（昭和62年5月1日付62総総行第5号。以下「要綱」という。）第9に基づき本職が定めることとされた要綱の施行に関し必要な事項並びに附属機関等の設置及び運営の取扱いに係る留意事項について、下記のとおり定めましたので通知いたします。

記

第1 附属機関について

1 要綱第4「既設置機関の見直し」について

(1) 社会経済状況を踏まえ、既設置機関の必要性を検討すること。

2 要綱第5「委員の選任」について

(1) 委員の人数は、議論の充実や迅速化を図るため、合理的な人数とするこ

と。

- (2) 委員の選任は、執行機関が行うため、委員の構成について都民等の批判を招くことのないよう公正に行うことが必要であること。したがって、委員が特定の団体に所属する者に偏るなど附属機関の公正性を疑われるような委員の選任をしないように十分留意すること。
- (3) 委員は、可能な限り、特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。
- (4) 主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、都職員を委員とする場合には、必要最小限の人数にとどめること。
- (5) 附属機関の運営に当たっては、幅広く各方面の人の意見を聴くことが求められるものであり、可能な場合は、都民からの公募を積極的に行うように努めること。
- (6) 都民の参画を促進する観点からも、同一人が複数の機関の委員になるという重複任用は極力避けるように努めること。
- (7) 社会経済状況の動向等に的確に対応するためにも、委員の選任に当たっては、常に新鮮な人材の登用を図ることが望ましいものであること。したがって、委員の任期は原則として2年としたものであり、再任する場合でも、連続する在任期間は原則として8年（任期が2年未満の場合は4期）を超えないこと。
- (8) 女性委員の登用については、「男女平等参画のための東京都行動計画」の任用目標の達成に向けて、積極的な推進に努めること。

3 要綱第6「附属機関の運営」について

- (1) 会議の公開、議事録の作成等運営に関する基本事項については、東京都公文規程（昭和42年3月31日東京都訓令甲第10号）の例にならい、規程、要綱等の形式にすること。
- (2) 非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、開かれた都政を一層進める観点から、原則公開とすること。
- (3) 開催日程、場所、公開の可否等の情報を、必要に応じ、事前に都民に周知するように努めること。
- (4) 公開する議事録には、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載すること。公開にあたっては、東京都の公式ホームページを積極的に活用すること。
- (5) 必要に応じ、分科会等を設置して弾力的・機動的な運営を図ること。

4 要綱第7「全庁的調整」について

- (1) 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局人事部調査課長（以下「調査課長」という。）を経由して本職に協議すること。

なお、委員の選任又は解任があったときは、各局組織担当課長は、総務局人事部人事課長に遅滞なく報告すること。

- (2) 本職への報告は、調査課長が実施する定期調査等以外に必要なと認められる場合に限るものであること。

なお、都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法及び公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

第2 懇談会等について

- 1 知事が臨時に設置する懇談会等（以下「懇談会等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 懇談会 都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの
- (2) 専門家会議 事務事業の執行上、主として外部の専門的知識を導入するため、局長が設置するもの
- (3) 連絡調整会議 事務事業の執行上、主として関係団体又は関係行政機関等との連絡調整を図るため、局長が設置するもの

- 2 懇談会等は、合議制機関として機関意思を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるといった基本的性格に鑑み、次の事項に十分留意すること。

- (1) 委員の集合の場には、原則として「審査会」、「審議会」、「調査会」等附属機関と紛らわしい名称を用いないものであること。
- (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関意思の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
- (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
- (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置をとらないこと。

- 3 懇談会等の設置及び運営に際しては、次の事項に十分留意して行うこと。

- (1) 組織担当課長は、懇談会を新たに設置しようとするときは、あらかじめ調査課長と調整を行うこと。

- (2) 懇談会等のうち、その活動期間を明らかにできるものについては、設置期限を明らかにすること。
- (3) 組織担当課長は、懇談会等の設置改廃が行われたときは、調査課長に遅滞なく報告すること。
- (4) 本職への報告は、調査課長が実施する定期調査等以外に必要があると認められる場合に限るものであること。
なお、都民からの公募を行ったときは、公募に係る状況等を調査課長に遅滞なく報告するものであること。

第3 その他

この通知により難しい場合は、あらかじめ調査課長に協議すること。